



# 長野県報

5月29日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2878号

## 目次

### 規則

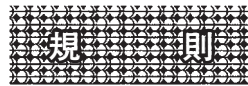
- 事務処理規則及び長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(情報公開・法務課)……………2  
教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(教育政策課)……………4

### 告示

- 森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課)……………6  
森林法に基づく保安林の指定の解除(2件)(森林づくり推進課)……………6  
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)……………6  
議会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部改正(総務課)……………6

### 公告

- 県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)……………8  
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)……………8  
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課)……………9  
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)……………12  
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)……………12  
建築基準法に基づく道路の指定(建築住宅課)……………12  
建築基準法に基づく道路の位置の指定(4件)(建築住宅課)……………13  
警備業法に基づく警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)……………13  
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)……………15  
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課)……………15



事務処理規則及び長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年5月29日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第29号

事務処理規則及び長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則  
(事務処理規則の一部改正)

第1条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の47中「の規定に基づく次の事項」を「第41条の規定による指導及び助言」に改め、同(1)から(5)までを削る。

(長野県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 長野県個人情報保護条例施行規則(平成3年長野県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とし、第3条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、第2条第2項中「第3条第1項第10号」を「第3条第1項第11号」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(個人識別符号)

第2条 条例第2条第4号の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第2項の被保険者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして知事が別に定める文字、番号、記号その他の符号

(要配慮個人情報)

第3条 条例第2条第5号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の知事が別に定める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別表中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

様式第1号中「(第2条関係)」を「(第4条関係)」に、

「個人別に付された符号

を

「個人識別符号等

に、

心身の状況			家庭生活			社会生活				資産・収入				思想、信条等			その他																				
病歴・健康	障害	身体状況	家族状況	婚姻	親族関係	職業・職歴	学業・学歴	資格・賞罰	成績・評価	趣味	資産状況	収入状況	納税状況	取引状況	思想・信条	宗教	差別原因情報																				

を

家庭生活			社会生活				資産・収入				要配慮個人情報							その他																						
家族状況	婚姻	親族関係	職業・職歴	学業・学歴	資格・賞罰	成績・評価	趣味	資産状況	収入状況	納税状況	取引状況	人種	信条	社会的身分	病歴	心身の機能の障害	健康診断等の結果	医師等の指導・診療等	犯罪の経歴	刑事事件手続	少年の保護事件手続	犯罪被害の事実																		

に、

個人情報取扱事務の委託の有無  有  無

を

要配慮個人情報の収集の根拠  法令等(名称: )  犯罪の予防等  個人情報保護運営審議会の意見聴取

個人情報取扱事務の委託の有無  有  無

に改

める。

- 様式第2号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に改める。
- 様式第3号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改める。
- 様式第4号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改める。
- 様式第5号中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年5月29日

長野県教育委員会

### 長野県教育委員会規則第10号

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則（平成3年長野県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とし、第3条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、第2条第2項中「第3条第1項第10号」を「第3条第1項第11号」に改め、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（個人識別符号）

第2条 条例第2条第4号の実施機関が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして教育委員会が別に定める基準に適合するもの

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号

(7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された教育委員会が別に定める文字、番号、記号その他の符号

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証

イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証

(8) その他前各号に準ずるものとして教育委員会が別に定める文字、番号、記号その他の符号

（要配慮個人情報）

第3条 条例第2条第5号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の教育委員会が別に定める心身の機能の障害があること。

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

別表中「(第8条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

様式第1号中「(第2条関係)」を「(第4条関係)」に、

「  
個人別に付された符号  
」を  
「  
個人識別符号等  
」に、

心身の状況			家庭生活			社会生活				資産・収入				思想、信条等			その他																		
病歴・健康	障害	身体状況	家族状況	婚姻	親族関係	職業・職歴	学業・学歴	資格・賞罰	成績・評価	趣味	資産状況	収入状況	納税状況	取引状況	思想・信条	宗教	差別原因情報																		

を

家庭生活			社会生活				資産・収入				要配慮個人情報								その他															
家族状況	婚姻	親族関係	職業・職歴	学業・学歴	資格・賞罰	成績・評価	趣味	資産状況	収入状況	納税状況	取引状況	人種	信条	社会的身分	病歴	心身の機能の障害	健康診断等の結果	医師等の指導・診療等	犯罪の経歴	刑事事件手続	少年の保護事件手続	犯罪被害の事実												

に、

個人情報取扱事務の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
----------------	---

を

要配慮個人情報の収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等(名称: ) <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護運営審議会の意見聴取
個人情報取扱事務の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

に改め

る。  
 様式第2号中「(第3条関係)」を「(第5条関係)」に改める。  
 様式第3号中「(第6条関係)」を「(第8条関係)」に改める。  
 様式第4号中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改める。  
 様式第5号中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

教育政策課